

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ピースオブマインド・はまゆう（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。〈施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。〉

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別途、評議員会において決定する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、「別表1」に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第7条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解雇された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上 1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(傷病見舞金)

第10条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、「別表2」に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第11条 役員等が火災、水害、地震等の災害を受けたときは、その被害に応じて「別表2」に定める災害見舞金を支給する。

(親族への香華料)

第12条 役員等及びその親族等が死亡したときは、「別表3」に定める弔慰金を支給する。また、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成26年4月12日より施行する。

この規程は、平成27年1月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

(単位 円)

	日 額	時間 (1H)
評議員会への出席	5,000	---
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	---	1,500

(2) 理事長

	日 額	時間 (1H)
理事会等会議への出席	---	2,000
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	---	2,000

(3) 理事

	日 額	時間 (1H)
理事会等会議への出席	5,000	---
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	---	1,500

(4) 監事

	日 額	時間 (1H)
監事監査等への出席	18,000	---
理事会等会議への出席	5,000	---

別表2 (傷病見舞金・災害見舞金)

区 分	支 給 基 準 額	備 考 欄
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 (5,000円) イ. 業務上の傷病による見舞金 (10,000円)	
災害見舞金	災害の程度により協議、検討	

別表3 (弔慰金)

区分	支 給 基 準 額	備 考 欄
役員等本人	30,000円	
役員の配偶者	10,000円	